

議事概要

会 議 録

会議名	平成30年度 第2回坂祝町地域公共交通会議
日 時	平成30年11月27日(火) 13時30分～14時30分
場 所	坂祝町庁舎3階 会議室
出席者	委員10名(うち代理2名) 事務局4名
欠席者	委員1名
傍聴者	1名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 議題事項 坂祝町デマンド乗合タクシー運行計画案について 運行方法、停留所の追加、運行スケジュールについて 平成30年度第1回地域公共交通会議の質問について 3. その他
議事要旨	<p>皆様、本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまより、平成30年度第2回坂祝町地域公共交通会議を開催させていただきます。</p> <p>本日この会議にご出席いただいております皆様におかれましては、お配りした配席図または次第の裏面を見させていただきますとお名前等が記載してありますので、ご紹介に代えさせていただきますのでお願いいたします。</p> <p>本日、岐阜バス協会様、可茂土木事務所様におかれましては、ご欠席のご連絡をいただきありがとうございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第1の会長あいさつ、会長の三品副町長からごあいさついただきます。</p>
開 会	
総務課長	
会長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ あらためまして、こんにちは。ご欠席の方もお見えになりますが、皆様ご多用の中ご苦勞様でございます。 <p>これで公共交通会議ができて3回目ということになりますが、29年度3月に1回目、30年度7月に2回目、そして今回ということで、テーマはデマンドという形になっておりますが、当初全体的なご意見等いただいた中で、私としてはデマンドも含めたできるだけ全体的な公共交通、近隣との広域的なところを含めた公共交通会</p>

<p>総務課長</p>	<p>議というものになればと思っております。</p> <p>今回の議題としては、デマンドタクシーということになっておりますが、そのような方向に進んでいけばと思っております。ご多用の中申し訳ありませんが、効率的な形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速ですが議題事項に入りたいと思っております。進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>2. 議題事項</p> <p>それでは、進めさせていただきます。</p> <p>本日の議題としましては、坂祝町デマンドタクシーの運行計画案についてということで、4項目ございます。運行方法から平成30年度第1回地域公共交通会議の質問について、資料1、2につきまして、一括事務局から説明してもらいますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当の高橋です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、運行案について、資料1をご覧ください。</p> <p>デマンドタクシーの運行目的は、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>運行体系は、区域運行で、運行方法は自由経路ミーティングポイント型（ドアツードア型を含む）ということになります。</p> <p>次に、運行日と運行時間については、月～土曜日、7：30～18：00までとさせていただきます。前回会議の後に、住民の方からもう少し早い時間から運行できないかとお話がありましたので、調整し、スタートを30分繰り上げさせていただきました。</p> <p>運行車両につきましては、1便2台までを希望し、1便あたり平均1.5～2.0人の乗車を想定しています。</p> <p>停留所は、46箇所、前回までは45箇所としていましたが、資料1-4をご覧ください。内科医院を追加させていただきました。</p> <p>資料1-1にお戻りください。利用対象者、対象人数については、以前お示したものと変更ありませんが、身体障害者等の手帳所持者、70歳以上の方などとさせていただきます、約2,700の方が対象となります。</p> <p>次は、自宅前登録の乗車の目的ですが、高齢者や障害者の外出支援の強化と考えております。</p> <p>ここで、資料1-3をご覧ください。この時刻表の地区名ごとの区切りで、10分～15分を目安と考えています。各停留所の出発最終時間は下段の時刻となります。ドアツードアについても同様で、この地区の区分の中で乗っていただくことになりま</p>

す。それ以外の時間帯では乗れませんので、その場合は別の交通手段を使っていただくこととなります。

それでは、2ページ目にお戻りください。運賃は、1人300円でその他タクシー助成券を使っていただけます。

申請できる方は、本人または委任状による代理人となります。資料1-5、1-6となります。1-5が申請書、1-6が自宅前登録用紙となります。

また、2ページに戻ってください。

予約方法ですが、予約できる時間は月～土曜日の7時～18時までとなります。予約は出発を希望される便の60分前までとなります。

役場発1便、2便、帰りのバロー発1便については、前日の18時までの予約と考えています。

3ページ目をお願いします。

運行方法ですが、時間になったらタクシー運転手の方は、次の目的地に出発してください。乗り遅れの場合は仕方ないと考えています。自宅まで呼びに行く必要もありません。このデマンドタクシーは、基本的にバスであると考えていますので、定時に出発となります。

契約方法については、入札による事業者選定を予定しています。契約期間は、2019年3月～最長2021年8月と考えています。

仮運行は実施せず、本運行のみとします。資料1-8をご覧ください。今回の運行開始時期を平成31年3月と計画しており、当初は10月に事業者の選定を予定しておりましたが、ドアツードアなど運行方法等が定まらず、現在に至っています。関係者の方にはご迷惑をおかけしますが、平成31年3月に本稼働できるようにご協力いただきたいです。残り3か月程しかありませんのでタイトなスケジュールになりますが、本日の会議で運行方法を確定していただいて準備に入りたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

3ページをご覧ください。

住民周知については、利用者が多い高齢者や障害者団体などには、事前に説明会を開催する予定としています。その他、広報誌、ホームページで周知する予定としています。13ページに掲載しておりますQ&Aも作成してお渡しする予定です。

以上が運行計画案となります。

続きまして、平成30年度第1回公共交通会議の質問について、資料2をご覧ください。

前回の会議の中でご質問いただきました部分について、ただ今説明したものの以外について回答させていただきます。

Q. デマンドタクシーに希望時間に乗るにはどうしたらよいか。

A. 町民全員の要望にそれぞれお応えすることができませんので、移動手段の一つとしてお考えください。それ以外の公共交通もありますので、そちらを利用するなど手

	<p>段を考えていただきたいと思います。</p> <p>Q. 福祉バスとデマンドタクシーの運行コース及び運行時間が似ているので、福祉バスと混乱する住民がいると思うがどうか。</p> <p>A. 混乱は多少あると考えています。町民の皆さんには、違う乗り物であるということとを説明していきたいと考えています。そのために来年説明会を開催する予定としています。</p> <p>以上が、運行案と質問に対する回答となります。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>いろいろと前回からの変更点も含めて説明をしてもらいましたが、運輸局さんから何かご質問等ありましたらお願いします。</p>
運輸局	<p>スケジュール的なものとして、3月運行予定ということで聞いておりますので、運行事業者が乗合事業を持っているか持っていないかということで手続きにかかる時間が違ってきますが、どのように考えていますか。</p>
事務局	<p>契約は12月半ば頃には行いたいと思っています。</p>
運輸局	<p>乗合事業を持っているところが受けるのであれば、1か月前には申請が必要になってきます。持っていない事業者であれば、2か月前となりますのでご注意ください。書類の差し替えのない状態を前提としていますので、事業者が確定した段階で書類の方を作成していただきたいと思います。</p> <p>その他、無償の福祉バスと今回のデマンド乗合タクシーでは利用者制限がかかることになるので、棲み分けを町民の方にうまく説明していただく必要がある。</p> <p>運行会社が決まったら、会議を開く必要はないが、委員にはお知らせするようにしてください。</p> <p>最後についている参考資料については、説明しないか。</p>
事務局	<p>18ページからの資料については、参考資料となります。デマンドタクシーの要綱、地域公共交通会議の設置要綱となりますが、デマンドタクシーの要綱については、内容が決定しておりませんので参考資料として提示させていただきました。</p>
運輸局	<p>要綱第11条の中で、乗車拒否について記載がありますが、そもそも乗合の事業の約款、規則の方に持ち込み禁止物品や乗車拒否の要件が記載されております。法令上では愛玩動物、持ち込み禁止物品の例外なども記載されているので、法令や約款と照らし合わせて確認していただきたいと思います。</p> <p>最近では、主に障害者の方で差別的な扱いをして苦情になったという事案がありま</p>

	<p>すので、乗車拒否等についても運行会社とよく話し合っただけで必要があると思います。</p>
会長	<p>今後進めていく中でのいくつかの項目について話していただきましたが、この点について何か応えられるものがあればお願いします。期間的なものなど。</p>
事務局	<p>期間については、今日の会議が終わって契約をしてから2か月くらいしかありません。</p>
タシ協会	<p>申請書類は通常5cmくらいの厚みになると思うが、専従して行うとしたら事務量的にはどのくらいの労働時間と推測されますか。支局からの認可が下りるのが10日前くらいとすると2月20日頃には回答をもらうことになると思うが。</p>
運輸局	<p>乗合事業の許可を受けている事業者であれば、坂祝町でやる場合の書類をつけていただければよいです。運輸局のスケジュールはおよそ1週間前を目途に認可することになるため、そこからさらに1か月前の申請と考えてもらい、1月下旬が期限となる。さらに運行会社は、書類とは別に坂祝町の運行について勉強する必要があります。</p>
タシ協会	<p>個人的には、すごく厳しいスケジュールであると感じている。紙1枚出す程度ならよいが、専属で2～3週間張り付いて書類の作成をしないといけないのではないかと懸念している。</p>
運輸局	<p>坂祝町の作成した書類を事業者に提供してもらう部分については手間が省けると考えます。</p>
会長	<p>その他、説明会はどのように行うのか？</p>
事務局	<p>ここにみえる団体には、説明会等をさせていただき予定です。また、地域のふれあいサロンなども考えています。</p>
シニアクラブ	<p>シニアクラブに所属している方は、老人の数パーセントしかいないので、周知の方法は考えてもらわないといけないと思う。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>
会長	<p>周知方法等は考えてください。 決定事業者を委員にお知らせはしていただけるということでしょうか。</p>

事務局	決定したら、文書で送付させていただきます。
会長	運輸局からご意見いただきましたが、今回ドアツードアで進めることに対しての方針決定をしていかなければならないということですので、委員の皆様からその点を含めてご意見をいただきたいと思います。
タクシー協会	事前にいただいた資料の中で、「タクシー運転手は出発時刻になったら予約者が来なくても次の目的地に行くこと」となっているが、自宅前の場合も同様の対応でよいのか。何らかの事情で少し遅くなり、タクシーが行ってしまったという苦情も考えられるわけで、本当にできるのかと思っている。その場合に事業者が対応するのか、町が対応するのか。
会長	どのようにしたらよいと思いますか。
タクシー協会	家まで来てほしいと言っているわけですから、ひょっとすると気分が悪く倒れている場合もあり得るので、大丈夫なのか確認しに行くなどの対応は必要かと思うが、一番問題なのは、お身体の悪い方を既に乗せている状態で車内に残したまま運転手がその場を離れてよいものかどうかという点も別の懸案が出てくるので、ドアツードアでやってみえる所は、どんな対応を試してみえるのでしょうか。
運輸局	通常のタクシーと同じです。出てなければ呼びに行きます。
タクシー協会	お身体の悪い方に荷物を持ってほしいと言われた場合に、できないと言えるかどうか。
運輸局	基本的にはタクシーと同じです。
福祉課長	ここに記載させていただいたのは、普通のタクシーと違って乗り合いということで次の目的地がありますので、運行事業者に責任はないということを利用者の方には承知してもらい自己責任として周知していきたいと思っています。その上で運行事業者にて血の通った対応をしていただければありがたいです。
運輸局	なるべく死角のないように補っていただければよいと思います。 いらっしゃらなければ運転手が確認しに行くなど。
会長	利用者には事前にそういう形で承諾、理解してもらって進めるということ。 ドアツードアについての考えは？

事務局	<p>自宅まで呼びに行くことまでは考えておらず、バスと同じで定時に出発するという ことを事前説明にてご理解いただいた上で運行を予定しています。</p> <p>決まった事業者が、やっていただけるということであれば吝かではありませんが、 基本的には呼びには行かない方法と考えています。</p>
会長	<p>その他、何かご質問ありますでしょうか。</p>
加茂警察署	<p>住民説明会というのは、すべての決定事項を伝えるということによろしいでしょ うか。</p>
事務局	<p>運行案が決まらなると説明ができませんので、決まったものを説明させていただきます。</p>
加茂警察署	<p>先ほどの話で仮に少くくらい待ってくれないのかという話や位置づけをしっかりと 分けて納得してもらおうという話が出ていたと思いますが、デマンドを使える方は福祉 バスも使える方であると思いますので、納得していただけるよう説明は尽くしてもら えるのでしょうか。</p>
事務局	<p>当初に考えていた説明会の計画としては、自宅まで呼びに行くことはしないと周知 すればよいと考えていました。運行を開始してみて、利用される皆さんから自宅まで 呼びに来てほしいなど話があれば、見直しや改善は考えられますので、その場合は公 共交通会議に案を出して検討いただくというように考えていきたいと思ひます。</p>
会長	<p>お願いをして周知して進め、見直していくということですか。</p>
事務局	<p>運行してから課題等も出てくると思うので、事業者とも相談しながら進めていく予 定です。</p>
タクシー協会	<p>会社としては、人によって違う指示は出せないなので、このようなやり方は非常に困 る。例えばこちらの都合で電車に遅れた場合は、電車に追いつくまでこちらがケアす るといったケースもあるため、ある程度は柔軟な部分が必要かと思ひますが、本当に ここに書いてあるようにやってもよいのかという思ひはあります。</p>
会長	<p>そのようなこともあるということ、今後どのように対応していくかということ、 すがどうか。</p>
運輸局	<p>元々福祉バスがあつて、その利用が難しい方を対象にしているということからする と、妊娠中の方なども外に出て待っていることも難しいかもしれませんが、利用者</p>

	<p>寄りに考えてもらいたいと思います。</p> <p>ドアツードアの対象の方は、バス停まで行くことが困難であるという条件ですので、基本的には外で待っていてくださいということですが、いなければ運転手が呼びに行きますというようなことも考えた方がよいと思います。</p>
会長	他の市町村では、そのようにやってみえるのでしょうか。
運輸局	タクシーと同じです。
タクシー協会	お身体の悪い方が先に乗車していて、その方を残して呼びに行くということができるのかどうか。乗合になっているということなので、そういった状態はあり得ることはありますが。
会長	そのことについては、契約するタクシー事業者とよく話をして決めていってほしいと思います。
福祉課長	契約する事業者とよく話して決めていきたいと思います。
運輸局	予約したのにタクシーが来ないという問い合わせは時々ありますので、そうならないようにはしていただきたい。
会長	対応できるようにしてください。その他ご意見ありますか。
民生委員	町内には軽自動車は通れるが、タクシーが通れないような狭い道があるため、ドアツードアの申請時点での確認が必要になると思いますのでお願いします。(取組1・2辺り)
身障協会	いろいろな資料を見させていただいて内容については、納得のいくものです。住民への周知としてパンフレットなどを置いていただきたい。使い慣れるということもあるので、早急に対応していただけたらと思います。文章でなく、マンガなど視覚的に分かりやすいものを望みます。
事務局	資料の中にありますようにQ&Aの作成をしております。利用される方にお渡ししたり、広報やホームページに載せていく予定です。マンガなどは検討したいと思います。
労働組合	タクシー協会が言われたように後から苦情がくるというようなことがあるとすると労働組合の立場としては心配である。

岐阜県	美濃加茂市との調整については？
事務局	美濃加茂市の会議は11/28にあります。5月にあった会議に参加させていただき、停留所など坂祝町の計画をお話してあります。今回は、市内に停留所を置いてもらえるかを皆さんにご検討いただきます。町会議では置いていただけるという前提でお話をしています。
岐阜県	スケジュールの中の警察欄の停留所の確認とは？ドアツードアのことですか。
事務局	ドアツードアは、自宅が基本となりますので、申請されてから現地確認となりますが、警察と話をさせていただいたところ、交差点付近などの駐車には制約もありますので、必ずしも自宅前で登録できるとは限りません。利用者にはご理解いただく必要があります。
会長	<p>他にご意見よろしいでしょうか。</p> <p>皆様からのご意見を含めてこの計画で進めていくわけですがよろしいでしょうか。反対の方はおられますか。</p> <p>反対の方はみえませんので、意見を反映させてこの計画案で進めていくということとなりました。事務局は進める準備をお願いします。</p> <p>本日議題は終わりましたので、事務局に代わります。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。本日皆様にご賛同いただきましたので進めてまいります。今後皆様のお知恵をお借りすることもあると思いますので、その節はよろしく願いいたします。事務局から次第・その他について説明します。</p>
事務局	事務局説明
総務課長	<p>今後入札等を進めながら、本運行に向けた準備をしていきますので、先ほど事務局からお伝えしましたとおり、また2月中旬にお集まりいただけますようよろしくお願いいたします。これで本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>※坂祝町デマンド乗合タクシーは、今後「<u>坂祝町デマンドタクシー</u>」と呼ぶ。</p>